

各 位

会 社 名 中小企業ホールディングス株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 岡 本 武 之  
 (コード番号 1757 東証スタンダード市場)  
 問合せ先 管理本部長 井 上 博 文  
 (フリーコール：0120-998-050)

## 第三者割当による第 27 回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、第三者割当の方法により、第 27 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 1. 募集の概要

(1) 割当日	2023年4月17日（月）
(2) 新株予約権の総数	380,000 個（1 個当たりの目的である株式数 100 株）
(3) 発行価額	総額 13,300,000 円（新株予約権 1 個当たり 35 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	38,000,000 株
(5) 資金調達の額	1,343,300,000 円（差引手取概算額：1,300,000,000 円） （内訳） 新株予約権発行分 13,300,000 円 新株予約権行使分 1,330,000,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少することがあります。また、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。
(6) 行使価額	35 円
(7) 行使期間	2023年4月18日（火）から2024年4月17日（水）
(8) 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 田中 勇樹 100,000 個（10,000,000 株） FIRST LINK INC LIMITED 100,000 個（10,000,000 株） 山城 延子 125,000 個（12,500,000 株） 玉岡 益健 40,000 個（4,000,000 株） 堀田 慎一 15,000 個（1,500,000 株）
(9) その他	① 取得条項 本新株予約権には、以下の内容の取得条項が付されています。 (a) 上記(7)に記載する行使期間（以下「行使期間」といいます。）の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）の普通取引における毎月末最終取引日の終値が行使価額の 130%以上で、かつ、当社が割当予定先の一部又は全部に対し本新株予約権の行使の請求を行った場合、その時点で当該行使請求を受けた割当予定先は、保有する本新株予約権のうち、本新株予約権の割当てを受けた当初の数量（以下「当初割当数量」といいます。）の 10%に該当する分（割当予定先が保有する新株予約権数が当初割当数量の 10%以下の場合、その数量とします。）を当社

	<p>が本新株予約権の行使の請求を行った日が属する月の翌月10日（東京証券取引所が休日の場合、翌営業日とします。）までに行使する義務を負うものとします。当社からの当該行使請求に対し、割当予定先が本新株予約権を行使しない場合、当社は、当社の取締役会（以下「当社取締役会」といいます。）の決議により本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができるものとします。</p> <p>(b) 行使期間中に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が当日を含む 20 取引日連続した終値の平均値が行使価格（ただし、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う等の調整が行われた場合、その行使価額とします。）に対して 130%を超えていることとなった場合、又は 70%を下回ることとなった場合、当社は、その後 20 営業日以内に当社取締役会の決議により本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができるものとします。</p> <p>② 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。なお、当社は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、上記(8)に記載する割当予定先（以下「割当予定先」という。）との間で締結する総数引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結する予定です。本引受契約においては、割当予定先が当社取締役会の承認を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先から本新株予約権の譲渡を受けた者が、割当予定先の本引受契約上の地位及びこれに基づく権利義務を承継する旨、並びに、当社との間で別途引受契約を締結する必要がある旨を規定する予定です。</p> <p>③ その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。</p>
--	---

(注) ・本新株予約権の発行要項（別紙：第 27 回新株予約権の発行要項。以下「発行要項」といいます。）を末尾に添付しております。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達のための主な目的

当社は、2021年4月21日付臨時株主総会において、従前の赤字体質の脱却を図り、「業績回復策」と「持続性のある企業価値向上策」を進めるために、経営の抜本的な改革を目的とした取締役の選解任議案が株主により提案され、当該議案が可決されたことに伴い、それ以降、現経営陣により経営の刷新がはかられました。2021年10月4日に当社の本店所在地を現在の所在地に移転することによって賃料を50%削減するとともに、販売管理費を見直すことによって、第57期（2021年3月期）では498,557千円であった単体営業損失を、翌第58期（2022年3月期）では366,544千円にまで単体営業損失を縮減させる財務リストラを実施し、同時に後述のとおり連結子会社の収益回復を進め、事業基盤の再構築を進めてまいりました。

加えて、第58期（2022年3月期）は、2021年8月4日付け適時開示「株式会社オンサイトスクリーンとの株式交換の中止に関するお知らせ」のとおり、前経営陣が決議した株式会社オンサイトスクリーンを株式交換完全子会社とする株式交換について、株式交換契約を解除することによって中止し、2021年8月16日付け適時開示「特別損失及び営業外費用の計上に関するお知らせ」及び2022年5月16日付け適時開示「2022年3月期第1四半期計上の営業外費用についてのお知らせ」のとおり、株式会社ジョージアプレミアムフーズの発行済株式の取得に要した費用や当社の連結子会社クレアスタイル株式会社（現在の巧栄ビルド株式会社であり、以下「クレアスタイル」又は「巧栄ビルド」といいます。）の新規商材（ニトリルグループ）の仕入れに係わる保証金を減損処理し、また、2022年5月16日付け適時開示「営業外費用及び特別損失の計上に関するお知らせ」のとおり、2021年4月20日に当社の子会社であるクレア株式会社の株式を第三者に譲渡した際、一部代物弁済として取得した不動産等を損失処理する等を進めた結果、連結経常損失が842,314千円となりました。かかる懸案処理が進んだことで、利益が出やすい事業基盤が構築でき、これにより今期（2023年3月期）においては連結経常利益の黒字化の目的を立てるに至っております（過去3年間の当社グループの業績は、下記「10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナン

スの状況」をご参照ください。)

黒字化の主な要因としては、上記財務リストラや買収事案の中止等を行うことと併せて、「業績回復策」と「持続性のある企業価値向上策」を進めたことにあると考えており、当該施策の一環として、収益基盤の安定化を第一に考え当社の祖業である建設事業の強化を図ることとし、邦徳建設株式会社（千葉県松戸市東松戸四丁目 19 番地の 14、代表取締役 上野 昌徳。以下「邦徳建設」といいます。）との間で業務提携契約を締結（2021 年 9 月 9 日付）し、同社からの受注により売上拡大を進めました。さらに、建設事業の業容拡大として、i) 同業他社の買収、ii) 専門資格者の積極雇用、iii) 足場等の部材の購入の必要があると考え取り組みを始めております。建設事業は、その業務の専門性から、人的資源に依拠する部分が多く、施工管理技士等の専門資格者の数が受注額の増減に直接影響します。同業他社の買収により短期的な人員確保を進めながら、個別に専門資格者の雇用も図り、人員の充実を目指します。また、邦徳建設の得意とする大規模修繕工事の受注には、その種の工事において必須となる足場等の部材数の確保が受注競争で有利に働くことから、当社の建設事業を担う子会社である巧栄ビルドを通じて、また、邦徳建設が足場工事専門会社として新設した株式会社アップライトコーポレーション（東京都港区芝浦三丁目 14 番 6 号、代表取締役 林 令高）への資本参加を予定しており（2022 年 12 月 21 日適時開示「邦徳建設㈱が設立予定の同社子会社への資本参加に関する合意のお知らせ」をご参照ください。）、同社を通じて足場等の部材在庫の充実を目指します。

当社は、建設事業を基盤に安定的に黒字を達成できる体質を構築するために、既存の連結子会社の再編も重要と認識し、当社の連結子会社である建設工事を行うクレア建設株式会社（以下「クレア建設」といいます。）、建設リフォーム・メンテナンス工事を行うクレアスタイル及び給排水管設備工事を行う株式会社サニーダ（以下「サニーダ」といいます。）においてそれぞれ展開していた建設事業の再編を進めました。再編の主眼は、限られた人材と資金の有効利用を図るため、分散していたそれらのリソースをクレアスタイルに集約させることで、建設事業全体の売上高の増加及び収益拡大を進めるものでした。そのため、クレアスタイルを巧栄ビルドに社名変更（2022 年 1 月 20 日付）し建設事業の中核会社としました。巧栄ビルドについては、建設リフォーム・メンテナンス工事を主体とし、2021 年 3 月期の純資産 346,959 千円、売上高 59,024 千円、当期純利益 13,252 千円であるなど、当時の当社連結子会社の中で唯一財務内容が良好であったことから、将来の金融機関からの借入も視野に入れ中核会社として選びました。また、サニーダについては、営業力が脆弱で将来的に受注の拡大が見込めず、独立した子会社として事業を継続して行くことが困難な状況であったことから、これ以上当社からの資金支援を続けることは不可能と判断しました。そこで、2022 年 4 月 21 日付け適時開示「連結子会社の異動（株式譲渡）及び特別損失の計上に関するお知らせ」のとおり、全株式を邦徳建設に譲渡（2022 年 5 月 16 日付）し連結対象から除外しました。

これらの施策を進めた結果、今期第 3 四半期までの建設事業の実績は以下のとおりとなっております。

#### ■今期第 3 四半期までの建設事業の実績

完工分	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期
大規模修繕工事	26 件	23 件	44 件
新築工事	15 件	33 件	36 件
足場仮設工事	3 件	14 件	15 件
解体工事	—	—	12 件
期間売上高	1,154,304 千円	913,911 千円	919,605 千円

さらに、建設事業以外の事業を行う子会社ではブランド強化による売上拡大を目指し広告宣伝を実施しました。コスメ衛生関連事業を担う V BLOCK 販売株式会社（以下「V BLOCK 販売」といいます。）では、取り扱う新型コロナウイルス感染症向けの防疫商品である V BLOCK 商品の販売増加を目的に、同商品のテレビ CM や雑誌、新聞広告を、オートモビル関連事業を担う株式会社 JP マテリアル（以下「JP マテリアル」といいます。）では、自社製品である自動車用オイル RED SEED のブランドイメージ強化による販売増を目的に、モータースポーツへの協賛やモータースポーツ番組への CM 提供をそれぞれ実施しました。

併せて、経営刷新に際して、2021 年 8 月 11 日付け適時開示「『中小企業ホールディングス プロジェクト』に関するお知らせ」のとおり、当社グループの売上及び利益を向上させ、当社グループの安定した業績を拡大し、当社の企業価値の向上を実現する目的の一つとして、中小企業ホールディングス プロジェクト（我が国における中小

企業問題（後継者不足、人材不足、新型コロナウイルス感染症の影響による業績悪化等）の解決策の一つとして、当社による有望な中小企業の買収を行う計画をいい、以下「中小企業ホールディングス プロジェクト」という。）に取り組んでいくことといたしました。

以上のとおり、当社では、現経営陣の下、当社の祖業である建設事業を中心に、建設事業以外の事業についても、それぞれの業務分野に応じた最善の手法を用いて、売上及び収益の拡大並びに安定化を進め、一定の成果を上げるとともに、新たなプロジェクトも計画してまいりました。

そして、2021年12月14日付け適時開示「第三者割当により発行される新株式及び第25回新株予約権の発行に関するお知らせ」のとおり、更なる当社グループの売上及び利益の向上、当社グループの安定した業績の拡大、当社の企業価値の向上の実現を目的として、クリア建設、V BLOCK 販売及びJP マテリアルの事業資金並びに中小企業ホールディングス プロジェクトの買収資金等を調達するため、第三者割当の方法により新株式（以下「前回新株式」といいます。）及び第25回新株予約権（以下「前回予約権」といいます。）を発行いたしました。

しかしながら、かかる前回新株式及び前回予約権を第三者割当することによる資金調達については、2022年12月28日付「新株予約権の行使期間満了及び資金使途変更に関するお知らせ」のとおり、前回予約権の行使価額と当社の株価水準が乖離した状況が続いたことから、発行総数360,500個（行使価格48円、1個当たり100株）のうち、行使された新株予約権の数は15,000個（行使割合4.2%）となり、その調達金額は同時に発行した前回新株式により調達した金額と合算して418,800千円にとどまっております。なお、残る345,500個（残率95.8%）の新株予約権については、未行使のまま、行使期間の満了日（2022年12月29日）を経過しました（当該未行使の新株予約権については、かかる満了日の経過をもって会社法第287条の規定により消滅しております。）。

このように、かかる資金調達によっては、十分な資金を確保することができなかったことから、例えばV BLOCK 販売及びJP マテリアルにおいては、上記の広告展開は不十分なものとなり、当社が目指したブランド強化による売上拡大を果たすことができず、また、中小企業ホールディングス プロジェクトについては、積極的な周知活動ができなかったことから、数回に渡る計画変更を余儀なくされ、現状では、2023年7月に第1回目の買収（現在、数社のエントリーがございますが、それら買収候補との間で買収を目的とした具体的な交渉は進めておりません。）を目指す事態となっており、未だ当該プロジェクトによる売上を計上できていない状況となっております。

このように、前回予約権の行使が当初の想定を大幅に下回った結果、行使期間満了時点における前回予約権による資金充当状況は、以下のとおりであり、ほとんどの資金使途において、その目的を達成できない事態となりました。

■第25回新株予約権（2022年12月29日行使期間満了）の資金充当

（消費税込）

資金使途	充当予定額	充当実績
クリア建設の事業資金（下請業者への支払い）として貸付け	48,000千円	48,000千円
V BLOCK 販売の事業資金（仕入資金、広告費）として貸付け	904,920千円	1,246千円
JP マテリアルの事業資金（仕入資金、広告費）として貸付け	130,000千円	25,128千円
『中小企業ホールディングス プロジェクト』の買収資金等として	606,500千円	—
発行諸費	58,284千円	14,930千円
合計	1,747,704千円	89,304千円

このような状況の下、当社は、限られた調達資金を主力事業である建設事業を中心に充当しましたが、かかる資金にも限りがあり、また、他の各事業においても、販売促進を目指した積極的な広告展開に調達資金を充当することができなかったことから、2022年5月16日に開示した業績予想において、計画していた売上高を達成することが困難となり、業績予想において計画していた売上高を下方修正することとなりました。そのため、当社は、2023年2月7日付け適時開示「連結業績予想の修正に関するお知らせ」において、2022年5月16日に開示した2023年3月期の連結業績予想を以下のとおり修正しております。

■業績予想の修正（2023年2月7日付）

（2022年4月1日～2023年3月31日）

	連結 売上高	連結 営業利益	連結 経営利益	親会社株主 に帰属する 当期純利益	1株当たり連 結当期純利益
前回発表予想 (A) (2022年5月16日公表)	百万円 6,000	百万円 200	百万円 200	百万円 200	円 銭 0.77
今回修正予想 (B)	4,167	272	283	248	0.96
増減額 (B-A)	△1,833	72	83	48	—
増減率	△30.6%	36.0%	41.5%	24.0%	—
(ご参考) 前期実績 (2022年3月期)	2,848	△374	△842	△914	△3.64

上記の経緯を踏まえ、当社は、まずは当社の祖業である建設事業によって確実に売上を確保することが先決であるところ、建設事業において当社グループの最重要取引先である邦徳建設からの発注を漏れなく受注するために、邦徳建設から重要な発注を受けているこのタイミングで、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の資金の充当が不可欠であると考えております。なお、かかる観点から、一般的に、新株予約権よりも、確実に資金調達が期待される新株の発行についても検討しましたが、下記「(3) 他の資金調達方法との比較」における検討結果に加え、新株の発行については、前回新株式の発行後に当社の株価が低迷したことから、株式を引き受けていただける先を見つけることが難しく、引受先の確保及び引受先の理解度の観点から、前回予約権に近い条件として発行する本新株予約権を選択いたしました。本新株予約権の行使によって調達した資金の充当については、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、巧栄ビルドは、当社グループの最重要取引先である邦徳建設から、継続的に案件を受注できる関係にあることから、当該資金充当に係る建設工事を確実に遂行することによって、かかる案件だけでなくそれを足掛かりとして、邦徳建設からさらなる建設事業の新規受注の積み上げが期待できることから、建設事業の売上拡大・収益向上を実現し、上記のとおり修正する前の売上目標の達成に再度挑戦することが可能となると考えております。さらに、建設事業における利益の範囲内で、前回予約権の行使によって充当する予定であった他の事業における広告宣伝等によるブランディング強化を図り建設事業以外の事業においても売上増加を進めるとともに、中小企業ホールディングス プロジェクトの周知活動も図り、積極的に買収を実施していくことで、当該プロジェクトによる売上増加も進め、当社グループの業容を拡大し、当社の企業価値を向上させていきたいと考えております。

このように、当社の建設事業を中心とした売上拡大・収益向上のためには、新たな資金調達が必要不可欠であり、本新株予約権による資金調達を実行することといたしました。

## (2) 本新株予約権を選択した理由

当社は、資金調達に際し、当社の財務状況、今後の事業展開を勘案し、既存株主に対する影響を抑えつつ自己資本を充実させることを軸として、エクイティ・ファイナンスの検討を進めてまいりました。このため、下記「(3) 他の資金調達方法との比較」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、当社の希望する資金調達の実現性を鑑み下記「本新株予約権の特徴」に記載のメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、本新株予約権による資金調達を採用しました。

本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

### ■本新株予約権の特徴

<メリット>

#### (a) 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される 38,000,000 株で固定されており、将来的な当社株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。そのため、希薄化の規模はあらかじめ限定されております。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

#### (b) 行使価額の固定

本新株予約権の行使価額は、発行当初から発行要項に示される 35 円で固定されており、将来的な当社株価の

変動によって行使価額が変動することはありません。そのため、本新株予約権の行使による調達総額は固定されております。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

(c) 取得条項

本新株予約権については、本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引における毎月末最終取引日の終値が行使価額の 130%以上で、かつ、当社が割当予定先の一部又は全部に対し本新株予約権の行使の請求を行った場合、その時点で当該行使請求を受けた割当予定先は、保有する本新株予約権のうち、当初割当数量の 10%に該当する分（割当予定先が保有する新株予約権数が当初割当数量の 10%以下の場合、その数量とします。）を当社が本新株予約権の行使の請求を行った日が属する月の翌月 10 日（東京証券取引所が休日の場合、翌営業日とします。）までに行使する義務を負うものとします。当社からの当該行使請求に対し、割当予定先が本新株予約権を行使しない場合、当社は、当社取締役会の決議により本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができるものとします。また、行使期間中に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が当日を含む 20 取引日連続した終値の平均値が行使価額（ただし、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う等の調整が行われた場合、その行使価額とします。）に対して 130%を超えていることとなった場合、又は 70%を下回ることとなった場合、当社は、その後 20 営業日以内に当社取締役会の決議により本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができるものとします。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

(d) 不行使期間

当社は、本新株予約権の行使期間中の不行使期間を設けておりません。

(e) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ、その譲渡には当社取締役会の承認を要します。なお、割当予定先が当社取締役会の承認を得て本新株予約権を譲渡する場合、本引受契約に基づいて、割当予定先から本新株予約権の譲渡を受けた者は、割当予定先の本引受契約上の地位及びこれに基づく権利義務を承継するとともに、当社との間で別途本引受契約を締結するものとします。

<デメリット>

(a) 本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は発行当初から発行要項に示される 38,000,000 株で一定であり、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加するため希薄化が生じます。

(b) 株価低迷時に本新株予約権が行使されず資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が行使価額を下回る場合においては、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

(c) 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は純投資目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、割当予定先による当社株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。

(d) 権利不行使

本新株予約権は、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回ります。

(3) 他の資金調達方法との比較

本新株予約権以外の方法による資金調達手法のうち、以下に記載されている手法を勘案した結果、他の手法と比較しても本新株予約権による資金調達は、現時点において当社にとって最適な資金調達方法であると判断いたしました。

- ① 金融機関からの借入につきましては、当社のこれまでの業績及び現在の財務状況を鑑み、新規融資を受けることは困難と判断し、資金調達方法の候補から除外することといたしました。なお、今現在、当社グループ

は、金融機関及び第三者（当社経営陣からの借入を除く。）からの借入はございません。

- ② 公募増資による新株の発行は、上場会社として有力な資金調達の手段の一つではありますが、当社のこれまでの業績を鑑みると、現時点において幹事業務を検討いただける証券会社を見つけることは困難であることから、資金調達方法の候補から除外することといたしました。
- ③ 株主割当による新株の発行につきましては、当社の現経営陣が、2021年4月21日開催の当社臨時株主総会において多くの株主の賛同を得たことにより当社の経営陣となったことから、全株主に割当てを行う株主割当増資を有力な資金調達手段の一つとして検討を進めました。しかしながら、検討の結果、株主割当増資の実効性を高めるためには、新株式の発行価額を市場価格から大幅にディスカウントする必要があり、払込みに応じられない株主は、大幅なディスカウントがもたらす株価下落の影響を受けることとなり、一方で大幅なディスカウントをせずに市場価格に近い発行価額とした場合、資金調達額について全く予想ができず、事業資金の確保が不透明になるとの結論に至り、現在の当社の状況を鑑みると株主割当による新株式の発行は難しいとの判断に至りました。
- ④ 第三者割当による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では新株の適当な割当先が存在しません。
- ⑤ 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（MSCB）やMSワラントのように発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換社債型新株予約権付社債（MSCB）は、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、希薄化の影響が大きくなります。また、MSワラントは、新株予約権の行使により交付される株式数は固定されており、潜在株式数は新株予約権の発行後も行使価額の修正に伴って増加しませんが、株価の下落が生じた場合には行使価額の下方修正により新株予約権の行使により払込まれる金額の減少が生じるため発行会社にとって資金調達額が減少し、行使価額が固定されている新株予約権と比較して資金調達の不確実性が大きいこととなります。よって、これらの調達方法は、既存株主に対する株式希薄化リスク及び当社にとっての調達額減少リスクが高く、検討した結果候補から除外することといたしました。
- ⑥ いわゆるライツ・イシュー（ライツ・オファリング）には、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、そのような契約を締結せず新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては、当社のこれまでの業績を鑑みると、現時点において引受を検討いただける証券会社を見つけることが困難であること、並びに当社のコスト負担が大きいことから、資金調達候補から除外することといたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、東京証券取引所の定める有価証券上場規程により、最近2年間に於いて経常利益の額が正である事業年度がない場合、実施できないとされていることから、当社はかかる基準を満たしておらずノンコミットメント型ライツ・イシューを実施できない状況にあります。このようなことから当該調達方法は、候補から除外することといたしました。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額 (内訳) 本新株予約権の発行総額 本新株予約権の行使総額	1,343,300,000円  13,300,000円 1,330,000,000円
② 発行諸費用の概算額	43,300,000円
③ 差引手取概算額	1,300,000,000円

- (注) ・発行諸費用の概算額のうち、課税対象費用には消費税及び地方消費税が含まれております。  
 ・発行諸費用の概算額（本新株予約権が全て行使された場合を想定。）は、登記関連費用 6,077 千円（登記回数を10回と想定。）、本新株予約権の価値評価費用 1,650 千円、フィナンシャル・アドバイザー（FA）委託費用 29,260 千円、その他事務費用 6,313 千円（有価証券届出書等の作成サポート、反社会的勢力と関わりのない

いことの調査費、上場手数料、弁護士費用等)の合計 43,300 千円であります。

- ・FA 委託費用につきましては、支払先は株式会社 UTT (東京都港区六本木四丁目 2 番 14 号、代表取締役 水上 信雄。以下「UTT」といいます。)であり本新株予約権の行使時に調達額の 2.2% (消費税含む。)を支払う契約によるものです。
- ・本新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記の本新株予約権の行使総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。
- ・登記関連費用につきましては、本新株予約権の権利行使の状況により変動する可能性があります。
- ・調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は本新株予約権専用に関した銀行預金口座で管理いたします。

## (2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権で調達する差引手取概算額 1,300,000,000 円については、当社子会社の巧栄ビルの建設事業に係わる下請業者への支払資金として貸付けることを予定しております。

### ■本新株予約権により調達する資金の使途

手取金の使途	内 訳	金 額	支出予定時期
巧栄ビルの事業資金として貸付け	下請業者への支払資金	1,300,000 千円	2023 年 4 月 ～2024 年 4 月
合計		1,300,000 千円	

- (注) ・調達資金は上記支出予定時期において上記資金使途に充当する予定ですが、充当までの間は、待機資金として新株予約権専用に関した銀行預金口座で管理いたします。

巧栄ビルは、当社が創業時から営んでいる事業である建設事業に関して、現在、当社グループにおける中心的な役割を担っております。

### ■巧栄ビルの概要

所在地	東京都千代田区神田錦町三丁目 4 番地 2		
代表者の役職・氏名	代表取締役 岡本 武之		
事業内容	建設業		
設立年月日	2001 年 10 月 2 日		
資本金	90,000,000 円		
決算期	3 月 31 日		
過去 3 年間の経営成績及び財務状態			
決算期	2020 年 3 月期	2021 年 3 月期	2022 年 3 月期
純資産	333,707 千円	346,959 千円	299,599 千円
総資産	651,094 千円	365,457 千円	613,485 千円
1 株当たり純資産	24,181.68 円	25,142.00 円	21,710.13 円
売上高	44,304 千円	59,024 千円	392,270 千円
営業利益 (又は損失(△))	△1,688 千円	15,139 千円	△14,088 千円
当期純利益 (又は損失(△))	△1,532 千円	13,252 千円	△47,359 千円
1 株当たり当期純利益 (又は損失(△))	△111.04 円	960.32 円	△3,431.87 円
1 株当たり配当金	—	—	—

当社は、過去にはその当時の経営陣の経営方針で建設事業を縮小することも行われましたが、建設事業に係わる従業員も在籍しており、戸建住宅の販売を通じ大勢の顧客との間で取引実績もあります。そして、当社の売上拡大・収益向上には収益の安定が不可欠であり、そのためには知見や経験を有する建設事業の事業基盤を固める必要があると考え、当社グループとして2021年4月以降これに取り組んでまいりました。その結果、2023年第3四半期決算においては、当社の連結売上高3,050百万円に占める建設事業の連結売上高 (2,987百万円) の割合は97.9%と



なり、当社の業績への寄与度が非常に高くなっております。なお、2023年第2四半期から、建設事業を本格的に巧栄ビルドに1本化しております。したがって、本新株予約権の行使による調達した資金を巧栄ビルドの建設事業に充当することで、更なる建設事業の拡大を進め、他の連結子会社の事業環境の整備や販売促進策への取り組み時間と余裕が生まれることとなります。また、中小企業ホールディングス プロジェクトにも同様に取り組むことが可能となります。このように、今回の資金調達も踏まえ、建設事業の業績向上に注力することによって、当社グループ全体の業績拡大が期待できます。

建設事業の特殊性として、施主又は元請業者からの発注に対し、請負金額の30%相当の手元資金がなければ、巧栄ビルドの下請け業者が着工に至るまでの準備（重機手配、材料仕入支払、人員確保等）が進められず、巧栄ビルドとしては受注できません。また、収益性の高い案件を受注するためには、施主又は元請業者の提示する支払条件に応じる必要もあります。下請業者への支払いは原則進行基準であることから、回収と支払いにタイムラグが発生することが避けられず、立替払いが生じてしまいます。すなわち、巧栄ビルドにおいて、受注を増やすためには、着工に至るまでの準備資金として下請業者への支払資金（立替払いが予想される金額）を確保することが必要となります。

しかしながら、業務提携先の邦徳建設から巧栄ビルドに対して提示される案件候補を現時点では全て受けることができておりません。巧栄ビルドが円滑に建設事業を進めることが、当社グループにとって非常に大きな役割を果たしていることから受注漏れ（失注）は当社グループにとって深刻な問題であり、必要な資金を調達して、最優先で解決する必要があります。

そこで、本新株予約権の行使による調達資金を用いて、当社が、巧栄ビルドに対して資金を貸付け、着工に至るまでの準備資金及び下請業者への支払い（立替払いが予想される金額。）に充当する予定です。

建設事業以外の事業に関する今後の方針については、来期は各子会社の収益性を鑑み、最適な販売促進策を建設事業の収益の範囲内で行う予定です。中小企業ホールディングス プロジェクトに関しては、本年7月を第1回目のクロージングとして中小企業の買収を進めますが、広告宣伝等の周知活動については費用を押さえ、建設事業の収益の範囲内で買収に係わる諸費用に充てる予定です。なお、買収の決済方法として当社は株式交換による方法をメインとして考えております。

前回予約権においては、当社は、新株予約権の行使が想定以上に進まなかったことから、効果的な資金調達ができず、広告代理店に発注ができないなど、販売促進を目的とした広告宣伝を予定していたV BLOCK販売やJPマテリアルにおいて十分な広告宣伝ができず、思うような事業展開ができないという事態に直面しました。具体的には、前回予約権の発行直後（2021年1月頃）に当時の株価の高値56円（2022年1月4日）があったものの行使価格48円とのスプレッドが僅かで行使が進まなかったことから、同時に発行した新株式で調達した資金346,080千円の資金用途変更を2022年1月13日付けで公表し、その全額を建設事業資金としてクレア建設に貸付けし失注を防ぐよう努めました。その後、同年2月15日に10,000個（48,000千円）の行使が行われたことで、2022年2月15日付けで資金用途変更を公表し当該資金を同じくクレア建設に貸付けしました。同年2月28日に5,000個（24,000千円）の行使が行われ、当該資金は他の資金用途予定の一部に充当いたしました。この時点では、行使期間が2022年12月28日までとかなり時間があることから、他の資金用途予定の変更は極力抑え、当社の業績拡大に専念し、それによる株価上昇で、行使が進むことを期待しておりました。しかしながら、2022年3月以降、同年5月2日に付けた高値49円から株価は下降をたどり、同年10月3日に安値17円まで下落し、行使が進まない状況となりました。その後、株価が回復傾向となり同年12月20日には行使価格と同額の高値48円まで戻しましたが、それ以上には上がらず、株価低迷時期に買入消却を含む前回予約権の取扱いを検討しましたが、逆に株価が戻り基調となったことで判断を逸したことから、行使期間満了を迎えてしまいました。このような経験を踏まえて、当社は、黒字化の定着による経営の安定と業績拡大を同時に達成するため、前回予約権に代わる資金調達手段の検討を本年から開始しました。

当社は、前述の「2. 募集の目的及び理由 (3) 他の資金調達方法との比較」にて述べたとおり、選択できる資金調達の方法が限られており、株主の皆様にご負担をお願いするエクイティ・ファイナンスによる調達方法を検討せざるを得ませんでした。その中でも、割当予定先にとって初期的な資金負担が軽減され、それでいて当社の業容拡大による株価上昇の期待が持てることから、割当予定先との間で、本新株予約権の発行を合意することができました。一方で、本新株予約権が、その大半が未行使のまま行使期間の満了日を経過した前回予約権と同じ

手法かつ同じ割当予定先であることについては、本新株予約権において行使価額を見直したこと、及び、割当予定先が、引き続き当社の事業成長に対して期待していただいていることから、本新株予約権の消極的要因にはならないと考えております。すなわち、行使価額が48円でその140%を上回った際に強制的に行使を促す義務条項が付されていた前予約権とは異なり、本新株予約権は、行使価額35円でその130%（46円）を上回った際に強制的に行使を促す義務条項が付されており、その株価は2022年12月20日に付けた直近高値48円以下の株価となっております。さらに、前述しましたように建設事業により当社の通期の黒字化が期待されることから昨今株価も底堅くなっており、本新株予約権の発行により柱としての建設事業の構築が更に強固となることで投資家の期待も高まり株価上昇もあり得、前予約権に比べて本新株予約権の行使が進むことが期待でき、その結果、資金調達の可能性が高まるものと考えられます。なお、株価が行使価額を下回り推移することによって本新株予約権の行使が進まない場合、当面は現況の手元資金を用いて建設事業を展開する方針ですが、それでは成長性に限界があるため、別の資金調達方法の検討も必要になると考えます。

当社が業容拡大により株主価値に資するには、調達した資金を有益に、かつ、調達特性を加味し、今期を上回る意欲的な事業計画を検討するためにも、建設事業の失注を防ぎ受注拡大につなげることが優先されるべき資金使途と結論した次第です。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本新株予約権による資金調達を前記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載する使途に充当することで、当社子会社の収益の拡大及び財務基盤の安定に資すると見込んでおります。これにより当社グループ全体の収益基盤が強固になることで収益安定という目標達成が可能となります。

よって、当該資金使途は、当社グループの売上及び利益を向上させ、当社グループの安定した業績の拡大に寄与するものであり、当社の企業価値向上を実現できるものであると考えているため合理的であると判断しております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠とその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額を決定するにあたり、発行要項及び割当予定先と当社が締結する本引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社 Stewart McLaren（東京都港区東麻布一丁目15番6号、代表取締役 小幡 治。以下「Stewart McLaren」といいます。）に依頼しました。

当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価（発行決議日の前日（2023年3月30日）終値35円）、行使価額（35円）、配当率（0.00%）、満期までの期間（1.05年間、新株予約権の権利行期間は1年間）、無リスク利率（-0.14%）、株価変動性（64.68%）、当社と割当予定先の行動等について、本新株予約権の発行要項及び総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、評価を実施しました。

当社は Stewart McLaren による評価結果を参考に、割当予定先との間での協議を経て本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該評価結果と同額の35円（1株当たり0.35円）といたしました。

なお、本新株予約権の行使価額は、発行決議日の前日（2023年3月30日）の終値35円に対して同額、1ヶ月単純平均終値である34.86円（小数点第3位四捨五入。比較率の計算について以下同じです。）に対し0.4%のプレミアム、3ヶ月単純平均終値である34.78円に対し0.63%のプレミアム、6ヶ月単純平均終値である32.24円に対し8.56%のプレミアムとなっております。当社は本新株予約権の行使価額について、当社を取り巻く経営環境、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前取引日までの1ヶ月単純平均終値、3ヶ月単純平均終値及び6ヶ月単純平均終値等）、本新株予約権の行使にかかる蓋然性、各割当予定先との交渉状況等を総合的に考慮したものであり、合理的な価額であると判断しております。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の条件について十分に討議、検討を行い、本新株予約権の発行価額及び行使価額は、適正かつ妥当な価額であり、本新株予約権の発行は、特に有利な発行には該当しないものと判断いたしました。

当該判断に当たっては、当社監査役3名（うち会社法上の社外監査役2名）全員から、Stewart McLaren は当社と顧問契約関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、各割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の発行価額の評価については、その算定過程に関して Stewart McLaren

から説明及び提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権の発行価額が割当予定先に対して特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の発行株式数は、本新株予約権が全て行使された場合、38,000,000株（議決権数380,000個）であり、取締役会決議日（2023年3月31日）における発行済株式数258,251,756株（議決権数2,580,901個）に対する希薄化率は14.71%（議決権ベースの希薄化率は14.72%）となります。

また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式数38,000,000株に対し、2023年3月31日から起算した当社過去6ヶ月間（2022年10月3日から2023年3月30日までの121日で計算）における1日あたりの平均出来高は1,839,551株（小数第1位四捨五入。以下同じです。）となっております。本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式数38,000,000株が市場で売却されることによる流通市場への影響を過去半年間で想定した場合、1日あたりの売却数量は314,050株となり、上記過去6ヶ月間における1日あたりの平均出来高の17.07%に留まることから、本新株予約権が全て行使された場合に発行する新株式の総数38,000,000株を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権が全て行使された場合に発行された当社株式の売却数量は、当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

本新株予約権により、一定程度の株式の希薄化が生じることにはなりますが、前記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の資金用途に充当することで、当社グループの中長期的な企業価値の向上が見込まれることから、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

割当予定先①

(1) 氏名	田中 勇樹
(2) 所在地	東京都目黒区
(3) 職業の内容	株式会社タベルテクノロジーズ 代表取締役 CEO 法人向け社食サービス事業及びお弁当配達サービス事業、Uber Eats コンサルティング事業、他
(4) 上場会社と当該個人との関係	当該個人は、当社普通株式を 2,060,000 株（持株比率 0.8%）保有する当社の株主ですが、それ以外に資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該個人並びに当該個人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

割当予定先②

(1) 名称	FIRST LINK INC LIMITED
(2) 所在地	FLAT/RM 1208-9, 8 COMMERCIAL TOWER, 8 SUN YIP STREET CHAI WAN, Hong Kong
(3) 代表者の役職・氏名	計 祖光 (JI ZUGUANG)
(4) 事業内容	投資業
(5) 設立年月日	2015年11月2日
(6) 資本金	2 香港ドル（約34円） <span style="float: right;">（1 香港ドル=17円換算）</span>
(7) 発行済株式数	2 株
(8) 大株主及び持株比率	計 祖光 (JI ZUGUANG) 100%
(9) 決算期	3月31日
(10) 従業員数	—
(11) 主要取引先	フィリップ証券、他
(12) 主要取引銀行	中国建設銀行 (China Construction Bank)
(13) 当該会社間関係	
資 本 関 係	前回新株式 2,060,000 株を引き受けておりますが、現時点で保有しておらず、よって、当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。

人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関係当事者には該当しません。また、当該会社の関係者や及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。
(15) 最近3年間の経営成績及び財務状態 割当予定先の意向で、最近3年間の財政状況及び経営成績に関する開示は、差し控えてさせていただきます。	

**割当予定先③**

(1) 氏名	山城 延子
(2) 所在地	東京都港区
(3) 職業の内容	株式会社ドナテロウズジャパン 取締役 アイスクリームの製造販売、飲食店の経営、他 UTT 取締役 医療機器販売、有価証券の売買及び保有、コンサルティング業務、他 株式会社U・T・A 取締役 著作権、商標権、意匠等知的所有権の取得、譲渡使用許諾及び管理 不動産の売買、交換、賃貸及び仲介並びに所有、管理及び利用、他 株式会社ソイ・ヘルス・コーポレーション 取締役 大豆関連商品の企画開発、製造及び販売、他
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	当社は、当該個人が取締役を務める UTT との間で、今般実施する本新株予約権に関しフィナンシャル・アドバイザー委託契約を締結（2023年2月22日付）しております。それ以外に、当社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該個人並びに当該個人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

**割当予定先④**

(1) 氏名	玉岡 益健
(2) 所在地	埼玉県朝霞市
(3) 職業の内容	タムネットワーク株式会社 代表取締役 光触媒コーティング剤及び化学薬品の製造・販売・施工管理業務、他
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	当該個人の配偶者は、当社の普通株式 462,300 株（持株比率 0.18%）を 2022 年 12 月 31 日現在保有する当社の株主ですが、それ以外に資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該個人並びに当該個人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

**割当予定先⑤**

(1) 氏名	堀田 慎一
(2) 所在地	東京都港区
(3) 職業の内容	一般社団法人国際福祉医療経営支援協会 代表理事 福祉医療に携わる法人や経営者に対する支援、コンサルタント活動、他
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	当該個人は、当社普通株式 580,000 株（持株比率 0.22%）を保有する当社の株主ですが、それ以外に資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該個人並びに当該個人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。 なお、当該個人は、前予約権を、前予約権の当初割当先で同氏が事務局長を務めた一般社団法人日本介護事業連合会から 2022 年 9 月 14 日付けで全個数（10,300 個）譲り受けております。

(注) ・堀田氏への前予約権の譲渡の詳細に関しては、2022年9月14日付け適時開示「第25回新株予約権の一部譲

渡に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、当社の企業価値の向上及び事業の発展のための機動的かつ確実な資金調達方法について、継続的に検討しておりました。そのような状況下で、経営コンサルタント業を営むUTTの代表取締役 水上 信雄氏（以下「水上氏」といいます。）と面談し、当社のビジョンや事業の状況を説明し、2022年12月29日に行使期間満了を迎えた前回予約権に代わる資金調達について相談したところ、前回予約権の引受先との意向確認及び資金調達スキームについての助言等のご協力をいただけることとなり、新たにフィナンシャル・アドバイザー委託契約を締結することを前提として協議を進めてまいりました（当該委託契約を当社は2023年2月22日付けで締結しております）。その後、UTTにおいて、前回予約権の割当先に、前回予約権と同等程度の発行条件を前提に引受けの相談の機会を設けていただき、今回の資金調達にあたり、当社子会社の建設事業資金の確保の必要性を踏まえ、「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権を選択した理由」に記載したとおりの検討を行った結果、本新株予約権が有効な資金調達手段であると判断したことから、当社は、各割当予定先と面談し引受けの意向も確認した上で、割当予定先を選定いたしました。

なお、割当予定先の最終的な選定にあたって、当社は、当社の経営方針と事業成長のビジョンに向けた取組みに理解いただけることを割当予定先の重要な条件として、かつ、本新株予約権を行使していただくことで、当社の成長資金が確保でき、その結果、当社の事業成長が期待されると認識していただいている割当予定先であり、そのため本新株予約権の行使によって得た株式は純投資のスタンスで市場売却し、次の行使代金に充当することで更なる成長資金を当社が得ることが可能となるとの考えを持っていただける方を、割当予定先の候補として検討を進め、前回予約権を引き受けていただいた皆様の中から、2022年12月29日の行使期間満了を迎えながら、それによる失権にもかかわらず、本新株予約権がその行使価額を見直すことにより前回予約権に比べて行使が進むことが想定されることをご理解いただき、また、当社の事業成長に対するご期待を引き続きいただいている方々を割当予定先として選定しております。ただし、前回新株式及び前回予約権を引き受け、さらに前回予約権を一部行使していただいた1社は、投資判断により本新株予約権の引受けをされませんでした。

各割当予定先の選定に関する経緯及び理由については、それぞれ以下のとおりです。

① 田中 勇樹

本新株予約権の当社のFAであるUTTの水上氏から紹介を受け、2021年10月19日に当社の代表取締役岡本武之が前回予約権の引受けについて相談させていただき、前回予約権を引き受けていただきました。今回改めて本新株予約権による資金調達についての協議を行う過程で、当社の経営方針と事業成長のビジョンをご理解いただくことができたため、当社の成長資金の確保のために既存株主への影響に最大限配慮した条件で本新株予約権を発行することに対する理解をいただけた相手であると判断し、本新株予約権発行の割当予定先として選定いたしました。

② FIRST LINK INC LIMITED

本新株予約権の当社のFAであるUTTの水上氏から紹介を受け、2021年11月15日に当社の代表取締役岡本武之及び中国語が堪能な当社取締役の星野和也が前回予約権の引受けについて相談させていただき、前回予約権を引き受けていただきました。今回改めて本新株予約権による資金調達についての協議を行う過程で、当社の経営方針と事業成長のビジョンをご理解いただくことができたため、当社の成長資金の確保のために既存株主への影響に最大限配慮した条件で本新株予約権を発行することに対する理解をいただけた相手であると判断し、本新株予約権発行の割当予定先として選定いたしました。

③ 山城 延子

本新株予約権の当社のFAであるUTTの水上氏から紹介を受け、2021年10月20日に当社の代表取締役岡本武之が前回予約権の引受けについて相談させていただき、前回予約権を引き受けていただきました。今回改めて本新株予約権による資金調達についての協議を行う過程で、当社の経営方針と事業成長のビジョンをご理解いただくことができたため、当社の成長資金の確保のために既存株主への影響に最大限配慮した条件で本新株

予約権を発行することに対する理解をいただいた相手であると判断し、本新株予約権発行の割当予定先として選定いたしました。

④ 玉岡 益健

本新株予約権の当社のFAであるUTTの水上氏から紹介を受け、2021年10月19日に当社の代表取締役岡本武之が前回予約権の引受けについて相談させていただき、前回予約権を引き受けていただきました。今回改めて本新株予約権による資金調達についての協議を行う過程で、当社の経営方針と事業成長のビジョンをご理解いただくことができたため、当社の成長資金の確保のために既存株主への影響に最大限配慮した条件で本新株予約権を発行することに対する理解をいただいた相手であると判断し、本新株予約権発行の割当予定先として選定いたしました。

⑤ 堀田 慎一

当社が一般社団法人日本介護事業連合会（東京都千代田区永田町二丁目17番17号、代表理事 愛知 和男）との間で、2021年10月20日付け業務提携契約を締結した際、また、当社の子会社であるV BLOCK販売が同連合会との間で同月22日付け売買基本契約を締結した際に、同連合会の事務局長として在籍していた堀田氏にご尽力いただきました。

その後、前回予約権の引受けについて当社代表取締役岡本武之が堀田氏に相談を持ち掛けた際、堀田氏が事務担当窓口として対応くださり、一般社団法人日本介護事業連合会において前回予約権を引き受けていただきました。なお、堀田氏は、2022年9月に同連合会を退職する際に、同連合会が保有する前回予約権の全てを譲り受けました。

今回改めて本新株予約権による資金調達についての協議を行う過程で、当社の経営方針と事業成長のビジョンをご理解いただくことができたため、当社の成長資金の確保のために既存株主への影響に最大限配慮した条件で本新株予約権を発行することに対する理解をいただいた相手であると判断し、本新株予約権発行の割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

各割当予定先は、本新株予約権を行使して取得した当社普通株式について純投資が目的であることを口頭にて確認しております。また、本新株予約権を行使して取得した当社普通株式について市場動向を勘案しながら売却する方針である旨を、同じく口頭にて確認しております。

割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が本新株予約権に付されていることを各割当予定先において承知していただいております。

本新株予約権について取締役会の決議による当社の承認を得て譲渡が行われる場合には、事前に譲受人の本人確認・反社チェック、本新株予約権の行使の支払原資の確認、本新株予約権及び行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が各割当予定先との間で締結する契約上に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、譲渡承認が行われた場合には、その内容を速やかに開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株予約権には、割当予定先からの行使を促進する条件が付されており、行使期間中に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引における月末最終取引日の終値（東京証券取引所が休日の場合、翌営業日とする。）が行使価額の130%以上の場合、当社からの行使請求が行われた際、その時点で割当予定先が保有する本新株予約権のうち、当初割当数量の10%に該当する分を翌月10日（東京証券取引所が休日の場合、翌営業日とする。）までに行行使する義務が割当予定先に発生するため、本新株予約権の払込額のほか当初割当数の10%の行使総額相当の財産の確認を行っております。

① 田中 勇樹

同氏が2022年12月31日時点の当社株主名簿により2,060,000株を保有していること、及び、2023年3月10日、同氏の証券口座を確認し同数の当社普通株式を保有していることを確認しました。また、かかる当社株

式 2,060,000 株に加え、2023 年 3 月 15 日、同氏名義の銀行通帳の残高の写しを入手し、割り当てられた本新株予約権の払込みに必要な資金及び当初割当数の 10%の行使総額相当の財産が、当該残高にて現金で確保されていることを確認し、さらに、本人から保有する当社株式及び本新株予約権の行使によって取得する当社株式を売却することにより、本新株予約権の行使のための資金を調達する旨を口頭により確認しました。

② FIRST LINK INC LIMITED

2023 年 2 月 28 日、当該法人名義の中国建設銀行発行の残高証明（日本円換算 1,557 百万円、1 香港ドル=17 円換算）を入手し、割り当てられた本新株予約権の払込みに必要な資金及び当初割当数の 10%の行使総額相当の財産が当該残高にて現金で確保されていることを確認しました。また、当社代表取締役の岡本武之及び取締役の星野和也が当該法人の Director の計氏から、本新株予約権の行使によって取得する当社株式を売却することにより、本新株予約権の行使のための資金を調達する旨を口頭により確認しました。

③ 山城 延子

2023年3月13日、本人名義の銀行残高証明及び証券取引口座残高の写しを入手し、割り当てられた本新株予約権の払込みに必要な資金及び当初割当数の10%の行使総額相当の財産が当該残高にて現金及び現在保有している株式を売却することで確保されていることを確認しました。また、本人から本新株予約権の行使によって取得する当社株式を売却することにより、本新株予約権の行使のための資金を調達する旨を口頭により確認しました。

④ 玉岡 益健

2023年3月3日及び3月13日に、本人名義の銀行通帳の残高並びに本人名義及び配偶者である玉岡千春氏の名義の証券取引口座残高の写しを入手するとともに、玉岡益健氏名義の残高のみでは本新株予約権の払込額のほか当初割当数の10%の行使総額に不足する金額分を配偶者の玉岡千春氏が玉岡益健氏に対し貸し付ける旨の金銭消費貸借契約書（2023年3月1日締結、借入金額：30,000,000円、利率：年1.0%、最終弁済期日：2024年4月末日、無担保）を確認し、割り当てられた本新株予約権の払込みに必要な資金及び当初割当数の10%の行使総額相当の財産が当該残高にて現金及び配偶者から借入することで確保されていることを確認しました。また、本人から本新株予約権の行使によって取得する当社株式を売却することにより、本新株予約権の行使のための資金を調達する旨を口頭により確認しました。

⑤ 堀田 慎一

同氏が2022年12月31日時点の当社株主名簿により580,000株を保有していること、及び、2023年3月1日、10日、14日に、本人の証券口座を確認し同数の当社普通株式を保有していることを確認しました。また、かかる当社株式580,000株に加え、2023年3月1日、同氏名義の銀行通帳の残高の写しを入手し、割り当てられた本新株予約権の払込みに必要な資金及び当初割当数の10%の行使総額相当の財産が当該残高にて現金及び当社株式580,000株で確保されていることを銀行通帳から確認し、さらに、本人から保有する当社株式及び本新株予約権の行使によって取得する当社株式を売却することにより、本新株予約権の行使のための資金を調達する旨を口頭により確認しました。

(5) 割当予定先の実態

当社は、各割当予定先と直接、面談・ヒアリングを実施し、反社会的勢力でない旨を直接確認し、また、各割当予定先（法人の場合、その役員及び株主・出資者を含む。以下同様。）が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。なお、当社は第三者調査会社である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂二丁目16番6号、代表取締役 羽田 寿次）に調査を依頼し、各割当予定先について情報提供を受けました結果、これら調査対象が反社会的勢力との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。以上から総合的に判断し、割当予定先については反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を東京証券取引所に提出しております。

**7. 大株主及び持株比率**

募集前	
氏名 / 名称	持株比率
松林 克美	8.57%
野村證券株式会社	8.01%
スペース投資事業組合	3.84%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE / JASDEC / UOB KAY HIAN PRAIVATE LIMITED	3.11%
五十畑 輝夫	3.11%
上嶋 稔	1.94%
株式会社スター	1.78%
楽天証券株式会社	1.75%
田谷 廣明	1.08%
谷口 健次	1.01%

- (注) ・募集前の大株主及び持株比率は、2022年12月31日現在の株主名簿を基に作成しております。  
 ・上記の比率は、単位未満の端数の小数点以下第3位を四捨五入しております。  
 ・割当予定先の本新株予約権の保有目的は純投資目的のことであり、割当予定先は、本新株予約権を行使して取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定先が当社普通株式の長期保有は見込まれない予定であり、本新株予約権募集後の「大株主及び持株比率」は記載しておりません。

**8. 今後の見通し**

本新株予約権は当社の自己資本及び手元資金の拡充に寄与することが考えられますが、現時点では当期の業績に与える影響は軽微であります。なお、開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

**9. 企業行動規範上の手続きに関する事項**

本新株予約権は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動が伴うものではないことから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認の手続きは要しておりません。

**10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況**
**(1) 過去3年間の業績（連結）**

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
連結売上高	2,270,835千円	1,329,245千円	2,848,789千円
連結営業損失（△）	△386,072千円	△1,022,122千円	△374,145千円
連結経常損失（△）	△394,165千円	△1,111,163千円	△842,314千円
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△455,416千円	△1,307,896千円	△914,978千円
1株当たり連結当期純損失（△）	△3.11円	△5.78円	△3.04円
1株当たり連結純資産	5.22円	5.06円	2.97円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
実績連結配当性向	—	—	—

**(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2023年3月31日現在）**

	株式数	発行済株式数 に対する比率
発行済株式数	258,251,756株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	19,850,000株	7.69%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

- (注) ・上記潜在株式数は、当社及び当社の100%子会社の役員に対して割り当てた第2回有償ストックオプション（登記上の名称は「第26回新株予約権」といいます。）に係る潜在株式数であります。詳細は、「本項(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況」をご参照ください。



(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
始 値	16 円	20 円	73 円
高 値	33 円	200 円	100 円
安 値	12 円	19 円	38 円
終 値	20 円	73 円	48 円

② 最近6か月間の状況

	2022年9月	2022年10月	2022年11月	2022年12月	2023年1月	2023年2月
始 値	31 円	20 円	25 円	36 円	36 円	35 円
高 値	34 円	26 円	45 円	48 円	38 円	39 円
安 値	20 円	17 円	22 円	31 円	32 円	33 円
終 値	20 円	24 円	35 円	37 円	35 円	34 円

③ 発行決議日前営業日株価

	2023年3月30日
始 値	35 円
高 値	35 円
安 値	34 円
終 値	35 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

■ 第三者割当による新株式の発行（発行決議日：2021年12月14日）

込期日	2021年12月30日（木）
調達資金の額	346,080,000 円
発行価額	1 株につき 48 円
募集時における発行済株式総数	249,541,756 株
当該募集による発行株式数	7,210,000 株
募集後における発行済株式総数	256,751,756 株
割当先	田中 勇樹 2,060,000 株 株式会社スター 3,090,000 株 FIRST LINK INC LIMITED 2,060,000 株
発行時における当初の資金使途	① クレア建設の事業資金として貸付け：186,080 千円 ② V BLOCK 販売の事業資金として貸付け：160,000 千円
発行時における支出予定時期	2021年12月～2022年1月
現時点における充当状況	充当を終えております。

- (注) ・発行諸費は、同時に発行した第25回新株予約権の発行価格（17,304,000 円）から充当しております。
- ・2022年1月13日に当初の資金使途を変更し、調達資金の全額 346,080,000 円を①クレア建設の事業資金として貸付けしております。
- ・当該新株式発行及び次項の第25回新株予約権の発行の詳細は、2021年12月14日付け適時開示「第三者割当により発行される新株式及び第25回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

■ 第三者割当による第25回新株予約権の発行（発行決議日：2021年12月14日）

割当日	2021年12月30日（木）
発行新株予約権数	360,500 個（新株予約権1個当たり100株）
発行価額	17,304,000 円（新株予約権1個当たり48円）

行使価額	48 円
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	第25回新株予約権の発行総額 17,304,000円 第25回新株予約権の行使総額 1,730,400,000円 発行諸費用の概算額 <u>△58,284,000円</u> 差引き手取概算額 1,689,420,000円
割当先	田中 勇樹 82,400 個 株式会社スター 51,500 個 FIRST LINK INC LIMITED 82,400 個 山城 延子 103,000 個 玉岡 益健 30,900 個 一般社団法人日本介護連合会 10,300 個
募集時における発行済株式総数	249,541,756 株 (同日割当の新株式発行後：256,751,756 株)
当該募集による潜在株式数	当初の行使価額 (48 円) における潜在株式数：36,050,000 株
現時点における行使状況	行使済み株式数：1,500,000 株
現時点における行使金額	72,000,000 円
発行時における当初の資金使途	③ クレア建設の事業資金として貸付け：93,920 千円 ④ V BLOCK 販売の事業資金として貸付け：811,000 千円 ⑤ JP マテリアルの事業資金として貸付け：130,000 千円 ⑥ 中小企業プロジェクトの買収資金等として：654,500 千円 合計：1,689,420 千円
現時点における充当状況	2022 年 12 月 29 日に行使期間の満了を迎えたため 345,500 個の未行使分が発生しております。行使された 1,500 個 (行使総額 72,000 千円) に予約権発行価額 17,304 千円を加えた金額から発行諸費 14,930 千円を差引いた 74,374 千円を充当しております。

- (注) ・当初割当先である一般社団法人日本介護連合会が保有する新株予約権 10,300 個全てについては、同連合会から堀田慎一氏に 2022 年 9 月 14 日付けで譲渡されております。詳細に関しては、2022 年 9 月 14 日付け適時開示「第 25 回新株予約権の一部譲渡に関するお知らせ」をご参照ください。
- ・前予約権に係る資金使途の金額の変更の推移については、以下のとおりです (変更箇所を下線を付しております)。

資金使途項目	③ クレア建設の事業資金として貸付け	④ V BLOCK 販売の事業資金として貸付け	⑤ JP マテリアルの事業資金として貸付け	⑥ 中小企業プロジェクト買収資金として
2022 年 1 月 13 日付取締役会変更決議	<u>0 円</u>	904,920 千円	130,000 千円	654,500 千円
2022 年 2 月 15 日付取締役会変更決議	<u>48,000 千円</u>	904,920 千円	130,000 千円	<u>606,500 千円</u>
2022 年 3 月 30 日付取締役会変更決議	48,000 千円	904,920 千円	130,000 千円	606,500 千円
2022 年 7 月 14 日付取締役会変更決議	48,000 千円	904,920 千円	130,000 千円	606,500 千円
2022 年 12 月 28 日付取締役会変更決議	48,000 千円	<u>1,246 千円</u>	<u>25,128 千円</u>	<u>0 円</u>

- (注) ・2022 年 3 月 30 日付け及び同年 7 月 14 日付けの資金使途変更は、支出予定時期の変更のみです。
- ・2022 年 12 月 28 日付けの資金使途変更が、最終的に充当された結果となります。

■募集による第 2 回有償ストックオプション (第 26 回新株予約権) の発行 (発行決議日：2021 年 12 月 14 日)

割当日	2022 年 1 月 11 日 (火)
発行新株予約権数 (注 1)	198,500 個 (新株予約権 1 個当たり 100 株)
発行価額	9,925,000 円 (新株予約権 1 個当たり 50 円)
行使価額	52.8 円
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	第26回新株予約権の発行総額 9,925,000円 第26回新株予約権の行使総額 1,048,080,000円 発行諸費用の概算額 (注2) — 差引き手取概算額 1,058,005,000円

割当対象者 (注3)	当社の取締役・監査役 (8名)	165,000 個
	当社の従業員 (7名)	27,500 個
	クレア建設の従業員 (2名)	2,000 個
	JP マテリアルの取締役 (1名)	3,000 個
	JP マテリアルの従業員 (1名)	1,000 個
	募集時における発行済株式総数	249,541,756 株 (同日割当の新株式発行後：256,751,756 株)
当該募集による潜在株式数	当初の行使価額 (52.8 円) における潜在株式数：19,850,000 株	
現時点における行使状況	— (注4)	
現時点における行使金額	—	
発行時における当初の資金使途	— (注5)	
現時点における充当状況	—	

- (注1) 当該ストックオプションは、最大 200,000 個の発行を予定しておりましたが、割当対象者からの希望を集計した結果、198,500 個となっております。詳細は、2021 年 12 月 14 日付け適時開示「募集新株予約権 (第 2 回 有償ストック・オプション) の発行に関するお知らせ」及び 2022 年 1 月 11 日付け適時開示「募集新株予約権 (第 2 回 有償ストック・オプション) の発行内容確定に関するお知らせ」をご参照ください。
- (注2) 発行諸費の概算額は、行使期間が 2022 年 1 月 14 日から 2032 年 1 月 9 日と長期に渡るため計上が難しいことから、発行諸費は全て本社の運転資金から充当することとしております。
- (注3) 当社の 100%子会社であるクレア建設の従業員は、現在、当社の 100%子会社である巧栄ビルドに転籍しております。JP マテリアルも当社の 100%子会社です。
- (注4) 当該ストックオプションの行使状況は、発行以降株価低迷が続いており現時点で全て未行使となっております。よって、行使金額もございません。
- (注5) 当該ストックオプションの発行目的は、当社及び当社の 100%子会社の役職員に対し意欲・士気向上を引出す手段として割り当てており、行使による調達資金の資金使途を予め定めておりません。当社は、当該ストックオプションの行使により収受した資金を当社の企業価値向上を目的とした事業資金として使途します。なお、前注のように未行使のため、現時点では充当されていません。

以上

(別紙)

中小企業ホールディングス株式会社 第 27 回新株予約権  
発行要項

1. 新株予約権の名称

中小企業ホールディングス株式会社 第 27 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 13,300,000 円

3. 申込期日

2023 年 4 月 17 日 (月)

4. 割当日及び払込期日

2023 年 4 月 17 日 (月)

5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、以下のとおりに割当てる。

田中 勇樹	100,000 個
FIRST LINK INC LIMITED	100,000 個
山城 延子	125,000 個
玉岡 益健	40,000 個
堀田 慎一	15,000 個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 38,000,000 株とする (本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数 (以下「割当株式数」という。) は 100 株とする。)。ただし、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額 (第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 380,000 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 35 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は 35 円とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社及び当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役、執行役員、使用人、及び従業員を対象とする株式報酬制度に基づき交付する場合、並びに会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合その効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（ただし、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としている

ときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額より当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。  
 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所スタンダード市場（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。  
 ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

2023年4月18日（火）から2024年4月17日（水）までの期間とする。ただし、第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 13. 新株予約権の取得事由

- (1) 本新株予約権の割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引における毎月末最終取引日の終値が行使価額の130%以上で、かつ、当社が本新株予約権者の一部又は

全部に対し行使の請求を行った場合、その時点で行使請求を受けた本新株予約権者は、保有する本新株予約権の内、本新株予約権の割当てを受けた当初の数量（以下「当初割当数量」という。）の10%に該当する分（本新株予約権者が保有する新株予約権数が当初割当数量の10%以下の場合、その数量とする。）を翌月10日（東京証券取引所が休日の場合、翌営業日とする。）までに行使する義務を負うものとする。なお、当社からの行使請求に対し、本新株予約権者が行使しない場合、当社取締役会決議により本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができるものとする。

- (2) 行使期間中に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が当日を含む20取引日連続した終値の平均値が行使価格（ただし、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う等の調整が行われた場合、その行使価額とする。）に対して130%を超えていることとなった場合、又は70%を下回ることとなった場合、その後20営業日以内に当社の判断により本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができるものとする。
- (3) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

#### 14. 組織再編成の場合の新株予約権の交付

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を、次の条件にて交付することができるものとする。この場合においては、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。調整後の1個未満の端数は切り捨てます。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- ④ 新株予約権を行使することのできる期間  
第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第17項に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
第9項(2)に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- ⑦ その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件  
第12項及び第13項に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- ⑨ 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限  
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編成当時会社の取締役会の承認を要するものとする。

#### 15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、第11項に規定する行使期間中に第20項に規定する行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要なすべての書類が、不備なく第20項に規定する行使請求受付場所に提出され、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第21項に規定する別払込取扱場所に定める口座に入金された日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所

中小企業ホールディングス株式会社 本社 管理本部

21. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 日比谷支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果と同額とし、本新株予約権1個あたりの払込金額を35円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前取引日（2023年3月30日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値と同額に決定した。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

以上